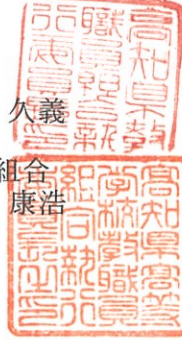


2023年10月3日

高知県教職員組合
執行委員長 細木 久義

高知県高等学校教職員組合
執行委員長 谷内 康浩



2023年度賃金労働条件の改善に関する要求書

日頃より高知県の教育の向上・発展にご尽力されていることに敬意を表します。

昨年度はほとんどの都道府県が一時金の月数を0.1月引き上げ中、高知県の引き上げ幅は0.05月で全国との格差が0.2月に広がり、東京とは0.35月の格差となり、月例給は地域手当の是正がない中で、月例給と一時金の月数による全国との2重の格差の解消に逆行することとなりました。

学校現場を支える再任用教職員、臨時教職員、会計年度任用職員（時間講師など）への不合理な勤務条件格差（賃金、諸手当、休暇など）の抜本的解消は、そうした教職員が安心して働く権利を保障するとともに、人間らしく働ける学校の実現、ひいては子どもたちへの教育の質の向上につながるものです。

教職員定数や学級定数の抜本的な改善が行われず、代替教員未配置などに加え、業務量の削減につながる施策の思い切った見直しもされず、人員配置もないままに新しい施策への対応が求められ、教職員の長時間過密労働はより深刻な状況になっています。

県立学校のアンケートでは、多くのハラスメント事例とともにハラスメントの相談体制の不備や解決に向かう見通しが持てない等の結果が現れていました。そうした中、教育実習生や臨時教員に対する深刻なハラスメントへの県教育委員会の対応の問題点が明らかになりました。県教育委員会の対応の徹底した検証とそれに基づく抜本的な体制整備が急務です。

つきましては、教育の専門職にふさわしい給与・待遇の改善が図られるよう、また、学校現場の多忙な状況を抜本的に改善し、教職員が安心して本来の仕事にゆとりを持ってとりくめることで、子どもたちに豊かな教育が保障できるよう、下記の項目の実現を私たちは強く要求します。

記

- すべての教職員の月例給・一時金を引き上げ、初任給、若年層の給与を改善するとともに中高年層の給与改善を行うこと。一時金は国や他県との格差を縮小するためにも国人勸を上回る引き上げを行い、特に期末手当引き上げを行うこと。勤勉手当引き上げ分を成績率強化のために使わないこと。
- 部活動手当、通勤手当等の諸手当を引き上げること。通勤手当の高速道路利用について40kmにわずかに足りない場合であっても校長が認めれば適用されることを周知すること。また、新採者や臨時教職員の転居をとまなう対象校への着任に対してへき地手当に準ずる手当を支給すること。
- 臨時教職員の雇用の安定と均等待遇実現、賃金諸手当のさらなる改善を行うこと。
 - 教育職の職名を「臨時的任用教諭」とし、給与は2級適用とすること。
 - 会計年度任用職員の賃金を引き上げること。また、会計年度任用職員にも勤勉手当を支給すること。その際、正規と同じ月数で支給し、「人事評価」による格差をつけないこと。
 - 現在最大10日の病気休暇を任用期間に応じて最大90日までに拡大すること。
 - 1カ月程度の任用切れがあっても、未消化の年休を次回着任時へ繰り越しができるようにすること。
 - 臨時教職員の任用手続きを早め、4月着任当初より公立学校共済組合員証が交付されるようにすること。
 - 赴任旅費のていねいな説明を県教委が責任を持って行うこと。
 - 年度替わりに所属が代わっても、辞令が引き継ぐ場合は住居届、扶養親族届の添付書類を省略できるようにすること。
- 時間講師の賃金労働条件を会計年度任用職員制度の趣旨に沿って、改善すること。
 - 長期休業中も授業準備、教材研究等の職務は必要であり、勤務を割り振ること。
 - 「研修等のための時間」を割り振ること。
 - 時間講師の実際の勤務時間の特殊性に配慮し、会計年度任用職員の期末手当支給の条件としている「週当たり2日（15.5時間）以上の勤務時間が認定されている職」を見直すこと。
 - 「高知県公立学校臨時教員募集要項」の「臨時教員の待遇」の項に、非常勤講師（時間講師）についても、職業安定法等に従い、勤務条件等を明示すること。
- 超過勤務時間が上限（月45時間、年間360時間）以内となるように有効な対策を行うこと。そして、所定の勤務時間内に授業準備などを含めた業務が終わるように、以下のことを実現すること。
 - 教員の授業の週当たりの持ち時間数の上限を定め、それに見合った人員配置をすること。
 - さらなる少人数学級制度の拡大を進めること。
 - 全国的に見て突出している指導主事数を減らし、教員の学校現場への配置を優先すること。
 - 職員会や各種校内会議・開かれた学校づくり・学校運営協議会・PTA行事・家庭訪問・朝の交通

安全指導・校門指導・児童生徒引率などの勤務が勤務時間外・休日におよんでいる実態を考慮し、回復措置を保障すること。そのためにも他県で実施例がある「割り振り変更簿」を制度化すること。

- ⑤ 休日の部活動の大会引率等の業務が半日以上に及ぶ場合は、勤務と認め、振替休日を取得できることを周知すること。
- ⑥ 高校の入試業務が勤務時間内に終わるよう対策を講じること。
- ⑦ 本来の教育課程に上乘せして実施している県独自の学力調査などのとりくみを中止すること。
- ⑧ 「新たな教員研修」制度が、教職員の負担増や管理強化につながらないようにすること。
- ⑨ 初任者研修及び中堅教諭等資質向上研修は縮小し、法定ではない他の年次研修は廃止すること。
- ⑩ 中学校の授業改善プラン、ブラッシュアップ研修、授業づくり研修などは縮小、廃止すること。
- ⑪ オンデマンド研修の対象者が研修のための時間を勤務時間内に確保できるよう徹底すること。
- ⑫ 部活動担当者の負担軽減を図ること。また、中学校部活動の地域移行は、地域の実態と子ども、教職員、保護者、地域での論議を保障し、学校、市町村の希望に基づきすすめるとともに、教職員のさらなる業務負担をまねかないようにすること。
- ⑬ 定数内に配置している臨時教職員に代え正規採用を増やすこと、産育休取得者の増加を見越した余裕を持った採用をするなど、病休及び産・育休代替未配置を生じさせない具体的対策を講じること。
- ⑭ 加配を含め、必要な教職員は年度当初から必ず配置できるよう、新年度前倒し採用を行うなど、採用や臨時教職員の配置について、これまで以上の工夫、努力をすること。
- ⑮ 2019年6月28日の文科省通知を生かし、夏期休業中の研修を減らすなど教職員が休暇を十分にとることができるよう環境を整えること。そのことを市町村教育委員会や学校に指導・助言すること。
- ⑯ 服務監督権者や管理職による勤務時間の自主改ざんを誘発するような指導をなくし、勤務実態の正確な把握を徹底させ、把握したデータを公表するとともに、活用して改善に役立てること。また、労働時間管理上の問題点及びその解消策等の検討を労使間で協議を行う場を設けること。
- ⑰ 夏期休暇の拡大をとまなう閉庁日の延長をすること。閉庁日設定可能期間に部活動の大会を開催しないよう主催者に要請すること。閉庁日の設定期間前後の研修などを削減すること。
- ⑱ 時間外労働時間やストレスチェックの学校ごとの調査結果を月ごとに公表すること。
- ⑲ フレックスタイム制および休憩時間制度の柔軟化により8時間労働の原則を崩して、長時間労働や連続勤務を制度化しないこと。
- ⑳ 標準授業時数を大幅に超えるような授業時数の削減をすすめること。

- 6 メンタルヘルス対策の抜本的な強化など労働安全衛生体制を確立すること。
 - ① 全県教職員を対象とした総括安全衛生委員会を設置すること。
 - ② 実施したストレスチェックを職場環境の改善に活かすこと。未実施の学校でも、自治体の職員と合わせて実施している例を紹介するなど、実施を促すこと。
 - ③ 学校産業医の報酬予算を大幅に増やし、産業医としての実質的な役割が果たせる環境を整えること。
 - ④ 職場環境の改善のため、教室を含む全ての部屋にエアコンを設置し、「事務所衛生基準規則」（厚生労働省省令）で定められた室温で業務ができるようにすること。また、メンテナンスを含むエアコンの運用費について県教委として財政的措置を講じること。
 - ⑤ 労働安全衛生規則に基づく「休養室又は休養所」について、設置の有無および状況を点検するとともに、改善が必要な場合は改善すること。
- 7 母性保護・少子化対策・仕事と育児の両立のための施策を充実させること。
 - ① 「教職員子育てサポートプラン」と「高知県教育委員会における女性教職員の活躍の推進に関する特定事業主計画」を実効あるものとする。
 - ② 出産予定者には年度当初や学期当初から先読み代替を配置すること。
 - ③ 妊娠者に関する制度について、全教職員に周知徹底をはかること。特に管理職には研修を行うこと。
 - ④ 妊娠者が一人の場合でも、体育補助を配置すること。補助が配置できない場合でも、労働軽減が確実に行われるよう指導を徹底すること。
 - ⑤ 臨時教職員の妊娠者に対しても、可能な限り母性保護の制度を拡大すること。
 - ⑥ 臨時教職員にも育児や看護・介護などの休暇を有給で保障すること。
 - ⑦ 不妊治療休暇が実効性あるものとなるようにするとともに、制度の趣旨を十分に周知すること。
- 8 栄養教諭の代替未配置により、産休前の栄養教諭に過重な業務が集中したり、産休中も業務をしたります事態を二度と起こさないため、次の対策を行うこと。
 - ① 定数内の配置席には、正規の栄養教諭等を配置すること。
 - ② 産育休などで未配置にせず、代替栄養教諭等を必ず配置すること。
 - ③ 産育休などの代替のための兼務発令をしないこと。
 - ④ 産休代替前倒し加配の対象に栄養教諭も加えること。
 - ⑤ 栄養教諭の育休代替任期付教員は余裕を持った採用数を確保すること。
 - ⑥ 栄養教諭の産休代替などが見つからず調理場やセンターに1人も栄養教諭（職員）が配置できない場合は、県全体の加配状況などを見て、兼務ではなく他から揺り動かしてでも配置すること。
- 9 各種休暇制度を安心して活用できるようにすること。また、夏期休暇の取得期間を拡大すること。
- 10 暫定再任用教職員の賃金と諸手当（へき地手当、住居手当、扶養手当）を同一労働同一賃金、均等待遇の原則に立ち、改善すること。また、短時間勤務の再任用は定数外にすること。

以上